

令和7年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	講師要件に係る証明書類の添付を除き、令和7年4月1日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	認定基準 留意事項(本文) 別紙12 様式別紙1 LMS実績確認表	訓練受講時間について	取り扱いに変更はございませんが、訓練受講時間は、受講者が映像教材を視聴していた時間(映像教材視聴開始時刻及び映像教材視聴終了時刻)であることを明記しました。
3	認定基準 留意事項(本文)	退校処分について	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件が追加となりました。
4	留意事項(本文)	民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の令和7年度開講時期に係る対応について	令和7年度の民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修については、令和7年4月中の開講を予定しています。そのため、令和7年4月末までに申請する訓練科については、認定基準に規定する本要件の適用を猶予することが可能ですが、令和7年5月1日以降に申請する訓練科については、本要件の適用は猶予されません。ただし、ガイドライン研修の開講が延期となった場合は、開講日の属する月の月末まで措置が延長されます。
5	留意事項(本文) 認定様式7の1号 認定様式7の3号	講師要件の確認について	講師の経歴等確認書(認定様式7の3号)について、記入項目(所属欄等)を修正しました。 また、令和7年7月1日以降に申請する訓練科から、講師の経歴等確認書(認定様式7の3号)に記載された実務経験・指導(等)業務経歴年数等を満たしていることが確認できる年数分の証明書類の添付が必須となりました。
6	留意事項(本文) 認定様式第9号	就職支援責任者の添付資料について	通所の有無に関わらず、就職支援責任者が適切に就職支援を行うことを示す資料(就職支援責任者の勤務予定表及び就職支援のフローがわかる書類又は訓練期間中の就職支援スケジュール 等)の提出を必須化としました。
7	留意事項(本文)	訓練分野について	訓練分野に対応した主な職業・職種を修正、追記しました。
8	留意事項(本文) 別紙5	訓練実施施設について	取り扱いに変更はございませんが、通所の方法により実施する訓練を一切設定しない場合の訓練実施施設は事務室と明記しました。
9	留意事項(本文) 別紙14 認定様式第3号	訓練実施施設が使用するインターネット回線について	個人情報保護の観点から、訓練実施施設が使用するインターネット回線について、不特定多数が利用する公衆無線LAN(Free Wi-Fi等)の使用禁止と追記しました。
10	留意事項(本文) 認定様式第5号	訓練時間について	実施日が特定されている科目として職業スキル(学科・実技)を実施する場合は、1日の訓練の開始時刻と終了時刻を記入する旨、追記しました。
11	留意事項(本文)	責任者、就職支援責任者、苦情を処理する者について	複数名の配置が不可である旨を明記しました。
12	留意事項(本文)	IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置に係る特定地域について	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開始されたコースについては、岩手県、福島県、茨城県、新潟県、三重県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県を対象とする旨、追記しました。
13	留意事項(本文)	就職支援責任者の変更について	就職支援責任者の変更にあたって、予期せぬ疾病、退職等の事象が生じた場合には、変更は可能であるものの、受講者への就職支援の質の維持の観点から、前任の就職支援責任者と同等の者である必要がある旨、追記しました。
14	留意事項(本文) 様式別紙1 LMS実績確認表	習得度確認テストの実施状況と成績の記録・管理について	取り扱いに変更はございませんが、習得度確認テストは各ユニットの受講終了後に1回のみ実施することとし、追試は行わないことから、受講者が何度も受験できる状況は認められません。また、最初の習得度確認テストを受験後に、2回目以降、復習として習得度確認テストを繰り返し受講できる状況は問題ないが、その場合は最初の受験状況が上書きされない(最初の受験状況と成績の記録が残る)必要がある旨、明記しました。
15	別紙14	オンライン訓練に係る誓約書について	オンライン訓練を受講するにあたっての受講者への誓約書を不要として、eラーニング訓練を受講するにあたっての受講者への誓約書に統一しました。
16	留意事項(本文) 別紙13	介護分野及び障害福祉分野における認定職業訓練実施奨励金(職場見学等促進奨励金)について(※特例措置の延長)	今般の改正に伴い、特例措置の延長が決定しました。 (旧)介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。 (新)介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。
17	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	